

平成25年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年7月25日(木)午後3時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

2番 中村良男	3番 須藤喜一郎
4番 三須清一	5番 斉藤隆
6番 染谷智一郎	7番 新堀政夫
8番 渡辺陽一郎	9番 森正昭
10番 阿曾敏夫	11番 斉藤剛広
12番 大野木奥治	13番 小池良雄
14番 印南宏	15番 甲斐俊光
16番 高田勝禧	17番 渡邊光雄
18番 川村泉治	19番 増田勝己

4. 欠席委員

1番 茅野理

5. 出席事務局職員

次長	飯塚豊
次長補佐	大野祐信
農地係長	落合敦

6. 欠席事務局職員

局長 海老原美宣

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(継続)

- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の取り消しについて

報告事項

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について
- 報告第3号 平成25年度「農地違反転用防止対策強化月間」の実施について
- 報告第4号 役員会の調整内容について

事務局 皆さん、こんにちは。染谷委員がいらしてないんですけども、開会前に私のほうから2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

一つは、皆さんも既に新聞報道等でご存じだとは思いますが、7月15日に市の手賀沼課の職員が児童買春違反の容疑で杉並警察署に逮捕されました。子供たちを守り、育てるのが仕事の市の職員がこうした事件を起こして、本当に恥ずかしく、また市民の方に対しては申し訳なく思っています。今後検察庁のほうで事件処理が進められて、起訴、不起訴の決定がなされると思いますけども、こうした司法の判断とは別に、市としても事実を確認して、公務員の服務を定めた地方公務員法というのがありますから、それに基づいて厳正に対処するということになっております。今回の事件ですけども、法律を守らなくちゃならないという公務員の意識が全く欠けていたと、その結果だろうと思います。今後法令遵守の意識の徹底、指導に努めて、二度とこういう事件が起きないように努めたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。

それから2点目は、今日これからのことなんですけども、実は我孫子市・印西市まちづくり連絡協議会というのがあります。これは隣り合う我孫子と印西でまちづくりの研究をして両市の発展につなげていこうという会議で、構成メンバーは両市の市長、副市長、それから正副議長、関係する部長数人ということで、実は私もメンバーの一人になっております。この年1回の会議が今日これから行われることになっていまして、しかも今日の議題の一つについてちょっと私のほうから説明しなくてはならないということで、今日のこの総会は欠席させていただきます。茅野委員も議長として出席するというので今日欠席ということになっています。そのため今日の総会運営の補助は飯塚次長が行いますのでよろしくお願いします。

以上、2点についてご理解とご了解をお願いしたいと思います。

議長 委員さん方が揃いました。ただ今から平成25年第7回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員18名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

5番 齊藤隆委員

6番 染谷智一郎委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧いただきたいと思ひます。

本日ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの5議案になります。議案第1号は「農地法第4条の規定による許可申請について（継続）」で、申請件数は1件となっております。次の議案第2号は「農地法第4条の規定による許可申請」で、申請件数は1件となっております。続いて、議案第3号は「農地法第5条の規定による許可申請」です。申請件数は5件となっております。続いて、議案第4号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、再設定が1件です。最後に、議案第5号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、取り消しが1件となっております。

以上で議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の継続分を議題といたします。

議案について、高田調査会長より調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 こんにちは。座ってやらさせていただきます。それでは、議案第1号の継続分について報告いたします。議案書は1ページで、議案資料は1ページから6ページになります。

先日の調査会では総会までに境界が分かるようにという条件で許可相当ということで審議していただきましたが、その後の境界確認の内容では継続審議ということになっておりました。そのような状態と審議内容を申請人に伝えました。申請人は市の道路課と現地確認を行い、境界を確認できたということで、7月18日に私と事務局で確認を行いました。

その結果、境界図面のとおり位置を確認しましたのでご報告申し上げます。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願ひます。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先月の継続になった議案の一つで赤道の所在がはっきりしないのも、それもはっきりと石があったということによろしいんですか。

高田勝禎調査会長 赤道が 210 センチ幅で南側に 2 本入っておりました。北側のほうは両方とも舗装されちゃったので、コンクリートの境界は赤印で入っておりました。私がメジャーを持って行って確認したところ、北側は〇〇さんの両方持ち分ですよ。ドウダンの根本辺りから 430 センチぐらいのところに北側の境界の印があり、これから転用する道路の境よりコンクリート支柱で 3 本目のちょっと南側ですね。我々が現地確認した時に竹の棒が立っていたところよりちょっと手前でした。〇〇さんのほうもこの辺だろうということで棒を立ててあったんですけど、それが両方とも自分の所有地だったのでそのような状態になったんじゃないかと私は推測しております。

以上です。

渡辺陽一郎委員 ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 1 号に対する質疑を打ち切ります。

議案第 1 号について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」と議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の整理番号 2 は同一事業のため同時に審議したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

異議ないものと認めます。

それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」と議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の整理番号 2 を議題といたします。

議案について、須藤調査会長より調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第 2 号と議案第 3 号整理番号 2 について報告します。議案書は 2 ページから 3 ページ、議案資料は 7 ページから 14 ページになります。

申請地は根戸字堀尻地先の田二筆、申請面積は 2,333m²でございます。申請理由は、事業計画地周辺では駐車場の需要が多いことから計画したとのことです。

調査会では現地調査とともに法的基準を調査した結果、申請地は市街地化が見込まれる区域の農地であることから第 2 種農地と判断され、申請農地以外の土地では目的を達成することができないとした要件や事業の確実性から、第 3 調査会では全員一致をもって許可

妥当という結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの声がかかりました。議事を進めてよろしいですか。

(はいの声)

それでは意見がないものと認め、議案第2号と議案第3号整理番号2に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号と議案第3号整理番号2について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号と議案第3号整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

議案第3号の整理番号1について、須藤調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第3号整理番号1について報告します。議案書は3ページ、議案資料は15ページから20ページになります。

農地区分は市街地化が見込まれる区域の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は、農業経営者の長女が分家するため使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。他法令では都市計画法第29条が該当し、開発行為の許可を申請しています。建築費については約2,826万円です。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、申請農地以外の土地では目的を達成することができないとした要件や事業の確実性から、第3調査会では全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

議長 それでは議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号の整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第3号の整理番号1について、許可することに賛成の委

員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号3を議題といたします。

議案第3号の整理番号3について、須藤調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 それでは、議案第3号の整理番号3について報告いたします。議案書は3ページ、議案資料は21ページから26ページになります。

申請地は柴崎字金久保地先の畑、申請面積は4,636m²です。農地区分は市街地化が見込まれる区域の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は、借地権設定による特別養護老人ホームを建設するものです。他法令では都市計画法第29条が該当し、申請をしているところです。建築費については約12億7,600万円です。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、申請農地以外の土地では目的を達成することができないとした要件や事業の確実性から、第3調査会では全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 これは市の特別養護老人ホームの枠内に設定されているんですか。市のね。県か、これ特別養護老人ホームの承認権を持っているのは。その関係でその事前の承認は得てあるんですか。

須藤喜一郎委員 この言葉は私が使っているんですか。事務局お願いします。

事務局 特別養護老人ホームということになりますと、これは福祉関係ですからすべて福祉関係の部署で協議は済んでございます。県とか市の補助金も入っていますけども、そういったことの費用も。議案資料の21ページを見ていただくと、資金計画の中に補助金とかが入っていますね。こういったことで市と県が入ってございます。

渡邊光雄委員 ああ、そうですか。はい、了解いたしました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見はございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第3号の整理番号3について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号3は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号4と整理番号5は同一事業であるため同時に審議したいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

異議ないものと認めます。

それでは議案第3号の整理番号4と5を議題といたします。議案第3号の整理番号4と5について、須藤調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 では、議案第3号の整理番号4と5について報告します。議案書は3ページから4ページ、議案資料は27ページから35ページです。

申請地は新木字シタ田の田3筆で、面積は2,494m²です。申請地は周辺より地盤が低いため、平均2mかさ上げするものです。造成計画の細部については議案資料のとおりです。

申請地を確認し、申請内容を基に審査したところ、計画の内容が農地を効率的に利用することや周辺農地に影響を与えないことが認められたことから、第3調査会では全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

また、この案件は市の埋め立て条例に基づき、現在、所管課と手続き中であることを確認しています。

以上です。

議長 それでは議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 盛り土の高さを確認したいんですけども、これ、よその山県道よりも2m低いところを2m上げるということは、フラットになるということですね。

須藤喜一郎委員 はい。

渡辺陽一郎委員 プラス2mじゃなくて。

須藤喜一郎委員 違います。

渡辺陽一郎委員 違いますね。

須藤喜一郎委員 道路の高さです。

渡辺陽一郎委員 道路の高さになるということですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

ご意見がなければこれより採決に入ります。議案第3号の整理番号4と5について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号4と5は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

それでは議案第4号について、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 では、議案第4号についての調査結果を報告します。議案書は5ページ、議案資料は36ページです。

議案第4号は農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定で、再設定の1件です。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

今回の計画案は、設定を受ける者が1名、集積地は4筆で、集積面積が1万3,263m²となっております。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。調査会報告は「決定すべきもの」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり決定することにいたしました。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の取り消しについて」を議題といたします。

それでは議案第5号について、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第5号についての調査結果を報告します。議案書は6ページになります。資料は37ページ。

議案第5号は、6月に農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定の決定を行いましたが、当事者の合意形成が整っていないことが判明したため、市では取り消すものとなりました。第3調査会では判断できないことから、総会において農政課の説明を受け、判断すべきものとなりました。

以上です。

議長 調査会の説明のとおり、農政課の説明をお願いすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がないものと認めます。

それでは休憩に入ります。

須藤調査会長は自席にお戻りください。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

農政課長、説明をお願いします。

農政課長 貴重なお時間ありがとうございます。私のほうから本取り消し案件につきましてご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

この案件をお話しする前に、利用権設定事業の考え方を先にお話しさせていただきます。よろしいでしょうか。

農用地の利用集積計画ですけれども、これはご案内のとおり農地法の特例法である農業経営基盤強化促進法、これで手続きが決められております。農地法の手続きと違いまして権利の移転や権利の設定等が簡易な方法で行えるということが特徴になっておりまして、これでもって担い手の農家の皆さんへの利用集積を促進させるという制度になっています。

利用権設定においては所有者等の同意を得る仕組みに当然なっています。この同意というのは賃借権の設定等においては、例えば遠隔地等にいらっしゃる場合だとか複数権利者がいる場合だとかいろいろとあるんですけれども、そういう場合書類に印鑑が押されてあればそれで判断していいですよという運用がされています。形式的に書類が整っていればそれをオッケーと。今の制度でいくと、例えば地権者が共有で5人だとか6人だとか仮にいらっしゃるとしても、その2分の1以上が同意していればいいという、そういう仕組みで運用されているものでございます。当然所有権移転だとすれば印鑑証明もいただき、共有であればその一人一人全員の同意をもらうという仕組みで慎重に運用されているのは言うまでもありません。

この賃借権の設定等の実際の手続きですけれども、農地法の運用のように共同申請の仕組みではありません。一般的に借り受ける担い手の農家の方が相手方の同意ももらってきた上で、一式書類をご持参いただくということで手続きは進めていく運用になってきています。今般6月の農業委員会で決定いただいて作成した農地利用集積計画も同様でございまして、相手方のつくばね会さんのほうからお持ちいただいた書類、これは内容としては記載内容も合意も整っておりますので適当だという判断をして、計画の決定の手続きを進めさせていただいたという経緯でございまして、それ自体は通常の手続きで、法的においても手続き上も何ら問題ないものでございました。

今回この案件について、この同意がちょっと整っていなかったということが後日になって確認されました。同意がなければ瑕疵行政処分だということになりますので、そう判断して計画の取り消し処分を行うということで考えております。この場合、手続き的には取り消しの処分を市の公告で行うことで足りるんですけれども、国が施行通知というのを発しております、農業委員会の取り消すべき旨の決定を経て行うことが適当であるという判断がされています。この今回の取り消しに当たりましてはその施行通知を尊重しまして、市が公告すれば足りるんですけれども、農業委員会の決定を依頼させていただいたという経緯でございまして。

この経過としてなんですけれども、6月に農業委員会の決定を経て公告手続きしたあとに、関係者に、出し手、受け手の方にそれぞれ通知をするんですけれども、その通知を発しましたところ、地権者の側の、〇〇さんのほうなんですけれども、私のほうは承知してないよという

ことの連絡がありました。改めて双方に確認をしましたところ、この同意は整っていないということが確認できました。

今回の農地については従前、正規の手続きを経ないで実体的に貸し借りがされていたものなんですね。これは通常我々市も農業委員会の皆さんもそうでしょうけども、闇でやられていけばきちんとした手続きにしましょうよということでお話をしますよね。そういうものと同じように、そういう一環で正規な手続きに載せる。そういう作業の中でつくばね会さんの担当者、担当者といったって理事とかじゃなくて職員の方のほうは、この基本的な当事者間の処理といいますか、それをきちっと当たり前のことをやらないで、利用権設定の事務を安易に考えて作業を進めちゃったということなんだろうなというふうにとらえています。

今後は更地に戻して、このあとは手続きのやり直し、つくばね会さんに改めて貸し付けるということは考えてらっしゃらないようですけども、そのほかもし当事者間でいろいろとあるとしても、それは当事者間で解決する問題だというふうに考えております。今回はこの取り消しの処分、これは制度上の仕組みとして、もし瑕疵があった場合についてはそういう処理をするということがルールになっておりますので、決定の依頼をさせていただいたということでご理解いただければというふうに思います。

議長 質問ございますか。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 ただ今農政課のほうの説明ですと、〇〇さんが知らないうちに社会福祉法人つくばね会のほうで書類が整った、合意形成したというかたちで農業委員会に来て、6月の総会で議題になったわけですね。マットというか一步手前のろ過器というか、農政課でその辺のところをやらないと、また第2、第3のこういう問題が起きてくる。せっかく農業委員会では貴重な時間で審議して、許可相当とか、やれ、何だというような話になったのに、審議した結果が今度は取り消しだというような。当事者の合意形成が整っていないという内容は、本当に〇〇さんが全く知らないうちに詐欺行為的なものでつくばね会のほうでやったものなのか。非常に犯罪性のあるような、〇〇さんにすれば好ましくないというかたちでこういう問題になったんでしょうけど、これからの防止策については農政課でどんなふうな処理の仕方を考えていますか。

議長 阿曾さんの意見に対して、農政課長。

高田勝禱委員 会長、その前に。阿曾さんの、私のほうでちょっと。

議長 ちょっとお待ちください。阿曾さん、阿曾さんの質問に対して。

高田勝禱委員 同じ内容になりますから。

議長 うん。でもね、阿曾さんの質問に対してはお答え願いますから。それからで。

阿曾敏夫委員 連動するというかたちで高田さんが手挙げたんでしょからね、その辺議長、どういうふうに判断するか。

議長 阿曾さんがそういう処置ならいいですよ。

阿曾敏夫委員 はい、はい。結構です。

議長 じゃあ高田さん、どうぞ。

高田勝禱委員 今、阿曾委員が言われたことですが、この問題の〇〇さんというのはこちらのほうの地区の方なんですよね。ここで申していいかどうかちょっと私も判断つかないんですけど、申請者の〇〇さんという方はもう亡くなっているおじいちゃんなんです。それで、ここに新しい、今度資料の中の2名の方の名前が載っていますが、〇〇さんという方は私らと同年ぐらいなんですけど、もう介護施設に入っているような状態。それで今度〇〇さんという方はその娘さんで、今障害者なんです。車いすの生活。あの場所を見ていると、356の脇ですから結構きれいになっているんですよ。そういう状態で、だれかには管理してもらっているんじゃないかなと。だけど、つくばね会がそういうかたちで言ったと。今、阿曾委員が言ったように、作為があつてやったんじゃないかというような感じも見受けられるんですよ。だから農政課としてはもう少し貸し付けたらそういう状況、はっきり言えば地元の委員さんなんかにも状況を聞いてからやられたらいかがですか。こういう問題はまた重なると思います。

以上です。それについて。

議長 ただ今阿曾さん、高田委員さん、両名の方から質問がありました。それについて

農政課、お答えください。

農政課長 課題としては、今後のやり方については農業委員会の事務局ともいろいろと相談させていただいて、合理的な方法が、これ基本的な考え方であるので、そう複雑な仕組みにはしたくないんですけども、手続きとしてしっかり行えていることが確認されながら次の手続きに進むような運用には改善、考えたいと思います。従前、従前というか、農地流動化推進員の制度があったときなどは、事前に農業委員さんが間に入るようなかたちで手続きをするだとかという運用もされていたことが前はあるんですね。だからそういう方法だとかが、みんな新規就農者の関係だとかもありますけども、地域でやっぱり間に入っていただく、農業委員さんが仲介役というか、いろんなそういうのも含めて担い手に利用集積を促進していく事業と一体となって関与してもらおう。そんなこともね、ちょっと1回事務局ともんで、それでまた適切なやり方を工夫していきたいというふうに思います。

今、高田委員のほうからお話があった件、作為があったかどうかというのは我々、深くまで考えは及ばないんですけども、先ほどお話ししましたように、実態として貸し借りが行われて、つくばね会さんがそこを使われていて、きれいに管理もされていたということがあったと。我々もそれが適切な、正規なルールに従って貸し借りが行われる、こういう利用権設定なら利用権設定、農地法なら農地法の手続きにもっていくというのが筋ですから、そういうことならばぜひそれが適当でしょうねと。その過程の中で手続きがおろそかにされたということは遺憾だと思いますけども、今後はそういうことが基本的にないようなかたちで、ルールというか運用の工夫はしていきたいというふうに思います。一般的に担い手さん、常々認定農業者の方々もどんどん持っていきますよね。それを1件1件全部やるかということもありますので、そういう合理的な方法、まだ新規のこういう場合についてはちょっとよく確認するだとかという方法もあるでしょうし、そういった工夫をしていきたいというふうに思います。

議長 そのほかご意見ありますか。

川村さん。

川村泉治委員 今の申請並びに取り消しということを6月7月にやっていると思うんですが、農政課としては申請時にこの〇〇さん、お亡くなりになっているというのは知っていたんですか。

農政課長 はい。相続人の、要は同意をもらう仕組みですよ。この利用権設定で。

川村泉治委員 知っていたんですか。

農政課長 それが確認されているので、その名前でなく、同意にね、お二人出ていると思いますけども、これが。

川村泉治委員 ということは、この申請は合っているということで解釈してよろしいんですね。

農政課長 手続き的に問題がないかというのは、こういう手続きをする際には登記簿も謄本も我々にとって、だれが所有者で、実際にお亡くなりになってない方とかも確認して、それで相続人が複数いらっしゃれば、その相続人の少なくとも過半数の同意は得てなきゃいけないというのがありますので。

川村泉治委員 知ってらっしゃった上で、私も今、経緯を聞いてみますとね、この息子さんの〇〇さんですか。あ、〇〇さん。〇〇さんは痴ほうで施設にお入りになっていらっしゃる。そのお子さんの〇〇さんもいろいろご障害があるというような中での申請がですね、そこまで知っていておやりになったということは、何と言うんですか、本人がいらっしゃるなくて相続人の方の名前でおやりになって、そのおやりになった結果、ちょっと言い方は悪いんですが、痴ほうの方と障害がある方の申請だということで、ご本人の確認はおとりになったんですか。

農政課長 本人の確認というか、先ほどお話ししましたように、形式的な書類の体裁が整っていればそれをよしとして判断するルールで運用していますので、同意の欄に印が押されているか。また、所有者との関係でもその所有者が確認できるか。もし亡くなっていればその相続人と確認ができるか。それができればこの書類は整ったものだというふうに判断をして作業を進めています。

川村泉治委員 ということは、今後もこういう問題が起こり得るということですね。

農政課長 ですから、さきほどお答えしましたように、新規のものですとか、その辺は工夫するとか、ちょっとやり方については検討させていただきたいというふうに思います。

川村泉治委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 そのほかございませんか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 今の話ですと、つくばね会のほうが虚偽の申請をしたことになる。〇〇さんのはんこを勝手に使ったということになってしまいますよね。その辺に関してのペナルティはないんですか。

農政課長 この制度上はそういう仕組みにはなっていないので、このあとの問題が仮にあるとすれば、当事者間で話し合っ解決してもらいます。

(発言あり) じゃ農政課としては見抜けないということですね。

農政課長 見抜けないといいますか、じゃ1件1件そうやってまた確認をして、その上で手続きをしていくかという問題になるんでしょうけども、こういうことは我々もちょっと想定をしていなかったケースです。制度上は、仮にこうした場合があったときには今回のように行政処分を取り消すことができるということになっているので、速やかに処理ができる仕組みにはなっているんですけども、こういうことなるべく繰り返されないようにするためには、利用権設定も継続の設定だとか、実際にもう集落でもう分かっているようなケースだとかの貸し借りなんかはいいとして、こういうちょっと慎重に扱ったほうがいい案件だとかが出てきた場合にどうするかというのは確認をすることは必要かなど。その辺はまた改めてこういうことが起きないように工夫はしていきたいということで今お話しさせていただいたとおりです。

(発言あり) 議長、休憩して意見を述べたい。

阿曾敏夫委員 だから今のやつはインターネットで流れちゃう。

議長 それでは休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

農政課長、ご苦労さまでした。これにて5号議案に対する質疑を打ち切ります。

(農政課長退席を確認してから)

議長 それではこれより議案第5号「農用地利用集積計画の取り消しについて」を採決します。取り消すことに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり取り消しすることにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告第1号は議案書7ページから9ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、11件受理し、用途はすべて宅地になっております。

続きまして、報告第2号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書10ページの3件です。内容につきましては平成25年6月30日に諮問し、7月12日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただき、7月16日付けで許可書を発行いたしました。会長専決規定により報告いたします。

続きまして、報告第3号「平成25年度農地転用違反防止対策強化月間の実施」については、議案書11ページ、議案資料38ページのとおり、7月1日から9月30日までを農地違反転用防止強化月間とすることについて県農林水産部長より通知がありましたので報告いたします。

続きまして、報告第4号につきましては次長より報告をいたします。

事務局 代わって報告させていただきます。皆様、お手元の資料、郵送させていただきましたこのスケジュール表、これは役員会で議題とした資料でございます。ここの、例えば1番目、違反転用への対応、役員会の調整内容、各委員は日頃から担当地区を注意して見てください、特に7月から9月を強化月間としますと、今に関連した内容でございます。このようにちょっと整理してございますので、議案書と議案資料はお約束どおり置いていただくんですけども、この資料についてはお持ち帰りください。アンケートも入っていますから。

それで、本来でしたら会長がご報告申し上げるところでございますが、事前に会長より

指名いただいておりますので、遅れましたが説明させていただきます。

役員会は会長召集により先月総会終了後に開催いたしました。議案資料のとおり、調整件数8件、プラス総会で委員の方々が提案されたこと2件、合わせて10件について調整させていただきました。

1点目は、違反転用への対応についてです。先ほどの報告第3号の通知のとおり、全国において7月から9月を違反転用強化月間としています。各委員の皆様におかれましては日頃から担当地区を注視、注意して見ていただいております。特にこの3カ月において農地以外に使用している場合を発見した時は事務局に、また、怪しいと思われる場合も速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

2点目、農地パトロールの実施については指導通知を早く送付し、是正を促したいと考えておりますので、昨年より1カ月早めて実施していきたいと考えております。ちょっと暑い時期ですが、第1調査会が来月8月、第2調査会が9月、第3調査会が10月となっております。ひとつご協力のほどよろしくをお願いいたします。

3点目、選挙人名簿の登載は来年1月に委員の皆様にご審査していただく予定でございます。それで準備を進めていきたいと思っております。

4点目、毎年10月末ぐらいに行っております視察研修については、ちょうどA3のこのスケジュールをめぐっていただきますとアンケートが入っております。これでファクスなり、また、できましたよということでしたら電話していただくなりしていただければ取りに行きたいと思っております。視察したい内容などをご記入の上、事務局までご報告ください。

5点目の農業委員会だよりの作成についても皆様からのご意見を募集し、作っていききたいと思っております。募集用紙は3ページから4ページになります。それと、12ページの次に昨年の農業委員会だよりを添付させていただいております。こういうイメージでA3の二つ折りで作っていききたいと思っておりますので、何かいい案がありましたら教えてくださいたいと思っております。

次に6点目、建議について。農業委員会の業務の一つとして農業者の意見を積み上げて意見集約を行い、行政へ建議する役割がございます。5ページから6ページによりご意見がございましたら事務局まで提出してくださいますようお願いいたします。資料の最後に24年度の建議書を付けてございます。それと、今日配付させていただきました全国農業委員会会長大会議案の中に、項目だけなんですけどもこういうことを全国で訴えていきましょうよという参考例が入っております。興味ある項目についてもっと内容を掘り下げて資料をくださいということでしたら電話をください。お送りするなりご持参させていただいたりします。ひとつよろしくをお願いいたします。

7点目なんですけども、担い手不足とか、いろいろ農業に関する問題が多くクローズア

ップされていますけども、最近の社会情勢などから農家への嫁さん、婿さんが減ってきております。農家の後継者につきましてもよいご縁の情報が求められております。委員の皆様のご近所のお嫁さん、婿さん候補者情報を事務局では随時受け付けしておりますので、ご連絡いただければありがたいと思います。

8点目、これは東葛地区、農業委員会の連合会というのがございます。8市で結成しております。その事務局職員の視察が今年は我孫子を会場として行われます。11月に開催する予定で準備を進めていますのでご報告させていただきます。

それからプラス2点ということで、先月の総会において意見をいただいたものを調整したものです。2点ございました。「総会の公平・公正な運営について」と「農地造成の高さについて」ということで、役員会で調整させていただきました。

初めに「総会の公平・公正な運営について」報告いたします。資料7ページをご覧ください。ちょうどこれは総会の流れを書いております。現在の総会の進行は現行として右側でございます。変更案は左側になります。

ここで事務局が議案の朗読をして、それに次、ご説明しますけども、全国農業会議で示されている項目を説明させていただこうと。それから委員の方々に現場を見た内容をご報告させていただこうと。そして許可基準が事務局、現場のほうで調査会長ということをご説明させていただいて、審議していただくという方向にしていきたいと思っております。

8ページをご覧ください。

これは22年に全国農業会議所が全国へ配付されたものです。8ページの一番下に、例えば農地法3条の審議についてはこれこれこうですと。一番下になりますけども、また、審議の際には事務局によるすべての事案の朗読、説明が求められていますと。そういうことはやっってくださいよということですね。

次の9ページのポイント、事務局による議案の朗読、説明の最後に農地法3条許可の基準に適合しているか、以下の文言を入れて説明してくださいと。許可相当の場合は農地法3条2項に該当しない、許可要件のすべてを満たしていると考えますということを入れてくださいよということでございます。先ほどご審議していただいた農業経営基盤強化促進法は(2)でございます。こちらはいつも調査会長に18条3項の各要件を満たしていると考えますということをお願いしております。

10ページをお開きください。この上なんですけども、農地区分は市街地化が進行することから第2種農地と判断されますとか、今、例えばで入れさせていただきましたけども、そういう文言も入れていただければ、先ほど阿曾委員のおっしゃったインターネットで流れますから申請を出している人も自分の案件が分かるという。第何種農地で議論していただいて、これこれこうなったんだということが分かる時代。透明性とか公平性をもってくださいよということで、こういうルールが作られてきております。

それから、常々会長が心配されています 11 ページ、4 番になります。事務局による申請書の受付について。申請書の受付に当たって、事務局は原則として申請書を受理すること。ただし、申請内容が明らかに許可要件を満たしてない場合に、申請者に対する申請の内容では許可を受けられないことを説明し、申請者が自らの意思で申請を取り下げる場合は申請を受理する必要がないということを、会長が心配していることをちょっと書いていただいております。このように事務局は努力していきたいと思っております。

長々と申し訳ございません。最後になりますけども「農地造成の高さ」についてです。このことについて基準を作ってはどうかとのご意見がありましたので、役員会で調整させていただきました。以下、役員会の議論、今後の方針までを朗読させていただきたいと思っております。資料の 12 ページになります。

役員会での議論としては、今まで許可してきたものとの整合性はどうか、ちょっと見られませんか。それと、造成地の場所がケースバイケースで、基準はできないのではありませんか。また、道路から 30 センチの高さが記載されているとのご提案がありましたが、県の事務指針には載っていないと。県農地課にも確認しました。事務指針にはないと。県農地課の方針として、農地造成の大原則は耕作をする意思があること。また、造成前より収量が増えること。ただし、法面が増えると耕作面積が減少しますので、この原則に抵触する恐れが出てきます。余り高くすることは問題があると。それと、農業機械が効率よく作業できることが大切ですと。以上をまとめますと今後の方針としては、受付の時、事務局が次の確認を行い、その確認の結果を総会へ報告する。農地造成の時ですね。耕作誓約書のとおり実施するかを確認する。収量が増える根拠を聞き取る。高くして、面積が狭くなって収量が上がるかどうか、それを説明していただく。または文書で出していただく。それで高くする必要性をさらに聞き取るということを行っていききたいと思っております。

長い説明で申し訳ございません。以上でございます。

議長 事務局から報告をしていただきました。ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告の資料の 10 ページ、右から 4 段目ですか、四角い囲いの中に農地の区分は〇〇〇の理由から第〇種農地と判断されますということでここに記載されておりますが、農地区分の図面というか、色分けしたやつが前には配付になっていましたけど、今ないですか。

議長 どうですか。事務局。

事務局 前の図面は残っておりますけども、かなり古いですね。見たんですけども。それとかなり大きいです。

以上です。

阿曾敏夫委員 今のを見直して、農地区分1種、2種、3種とかと色分けしてありますよね。新しい任期になったんだから、部会長が先ほどから第2種、第1種と言ってもね、我孫子市全体の中の農地区分が分かるような図面というのは必要じゃないかなと思って。何とか予算措置をして図面を作る考えはないですか。

議長 事務局。

事務局 農地区分の図面が必要ではないですかというご質問なんですけども、農用地というのは地図に落としてあります。これは農政課が作っているんですけど、図面の中の番地で決まっています。これは農用地である、これは農用地以外と区別がつくように全部エリアが定めてあるので、計画書の中に地図が載っています。

ところが、なぜ農業委員会は農地区分の図面を皆さんにお示ししてないのか、あるいは公表していないのか。窓口にも貼ってごさいません。これにはきちんとした理由がごさいます。というのは、農地区分というのはあくまでも転用があったとき、その時点で現実に判断をします。これはきちんとした解釈に基づく、法に基づくものがごさいます。どうということかという、転用が出てこなければ農地区分というのは一切関係ごさいません。売買をするとか、そういったことには関係ないんです。あくまでも転用が出てきた時点で判断しなさいよということです。なぜかという、去年、例えば何種といっても、今年そこに公共施設ができれば農地区分は変わる場合がごさいます。農地区分をエリアに塗ったらその時点はいいかもしれませんが、1年後それであるという保証は一切ごさいません。ですから、我孫子だけじゃなくて農業委員会はどこもそうなんですけど、実は地図には落としていないんです。先ほど古いのがあると言いました。これはあくまでも今現在の参考までにとということです。ちょっと審査するときに分かりませんので塗ってある地図はごさいますけども、正式な農地区分ということでは塗れないですよ。例えば駅ができました、そこに公共施設の何かがありましたとなると、申請が上がってきたときに変わる可能性があるんですよ。1種、2種、3種というのは変わる可能性がごさいます。ですから、転用の申請が上がった時点で農業委員さんが現地を見て判断してくださいという趣旨で地図には落としてないと、そういう理由がごさいます。

以上です。

阿曾敏夫委員 反論して悪いけどね、従前の農地区分という図面がありますよね。農業委員会が1種とか2種とかを判断するのが基準だとすれば、判断できるような材料として図面、渡してもらいたいんですが。

議長 事務局、分かりますか。

事務局 これは転用の案件が出てきて調査会で現地を調査するときに、周りの市街地化がどこまで進んでいるか、公共施設、駅等からどのくらい離れているか、あるいは道路に水道管やガス管が入っているか、そういったことを総合的に見て判断しますので、行ったとき、細かく言うと現場ごとに違うんです。周りの状況なんです。今まで家がなかったんだけど去年できたとなると、市街地がどんどん進みますよね。そうすると我孫子の場合は道路一本隔ててずっと家があって、すぐ隣だともう市街化が進んでいるという判断になりますので、そういったことを調査会が現地を見て判断していただくというふうなかたちをとっております。

阿曾敏夫委員 じゃあ1種農地、2種農地の判断基準という基準表はあるんですか。我孫子市の農地に対して。

事務局 皆さん、手帳をお持ちですよ。

阿曾敏夫委員 分かっていますよ。

事務局 手帳の一番最後のほうの19ページです。先ほど大野が言いましたように、農用地区域内農地ということで、基準は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地を農用地と言います。それから、甲種農地、市街化調整区域内の土地、土地改良等の対象となった農地等、特に良好な営農条件を備えている農地としてあります。こういう判断を進めていきます。第1種農地は10ヘクタール以上、第2種、第3種が結構多いんですけども、この辺がちょっとややこしいんです。先ほどの大野の説明にもありましたけども、鉄道の駅が500m以内のときは2種なんです。鉄道の駅が300mのときは3種なんです。比較的3種は市街地化が進んでいるところですね。2種は市街地に隣接するところということですね。阿曾委員のご質問についてはこの19ページの基準で。

阿曾敏夫委員 だからここで新規の農業委員会になったんだから、判断材料をもっと分かりやすくね。市街化付近が3種農地だといったって。

いいです、いいです。じゃあもう一遍ね、議案書の到達日。農業委員会の会議規則の第3条の第2項によれば、やむを得ない場合を除き、総会の3日前までにこれをしなければならぬと定められていますよね。それで、今回の総会の日の前を計算すると22日に到達しなくちゃならないのに23日ですよ。やむを得ない事情が何かあったのか、その辺のところ。

事務局 実は調査会が19日金曜だったんです。それでちょっと直しがあったものですから、19日に発送できない。ということは月曜の、阿曾委員がおっしゃったように22日に発送するしかなかったということで、23日に到着ということになってしまいました。ちょっと見ていたんですけども、次の月は金曜に調査会はないのでご心配いりません。なるべく早く着くように努力します。

阿曾敏夫委員 せっかくですからね、会議規則に書いてあるんですからね、やはりその日程に合わせてもらいたいなと思って。

それからこの間私が発言したことの文面、これが出ていますけどね、実は私、この言ったことはうちのほうの30センチでとかというやつはね、我孫子市が非常に転作、佐原と我孫子がまずいというかたちで、乾田化事業って客土やったわけなんですよね。客土やったときの農地の事務指針というかたちで30センチしか盛ってもらえなかったの。この当時私も田んぼを畑にするという申込者で、もう少し盛れないのかというようなことで当時の農政課はね、道路の高さとか底辺が60センチで高さが30センチで上の幅が30センチという計算で。その当時のことを私、言ったわけね。実際のところ本当に染谷さんも畑として梨の果樹園を作っていますけど、あそこなんかも本来はね、もっと盛ってもらいたかったんだけど、当時としてはそういう話が出ていたから私、言ったわけね。当時非常に私のほうの要求とすればもっと盛り土してもらいたいというような要望があったにもかかわらず、農地の盛り土、客土の事務指針で当時30センチということは農政課がガンとして言うこと聞かないで、田んぼを畑にしていまだにみんなやっていますけど、当時の事務指針を覚えていたから言ったような次第ですけどね。とにかく我孫子と佐原は減反ができないということで、ペナルティじゃないけどいろいろあって、当時農政課も何とかしてくださいという話で、うちのほうもそれで、当時役員をやっていたものでだいぶ田んぼを畑にしたんだけどね、その時の事務指針というかたちが脳裏に残っていたので私も申し上げた次第ですけどね。根拠がない話じゃないですからね。

事務局 阿曾委員が発言された 30 センチということで強調して言ったわけじゃございません。皆さんの議論の中で阿曾委員から 30 センチという一つの数字が出ました。渡辺委員は基準を作らないともう 2 m も 3 m もやる人間が出てきてしまうんじゃないかとか、いろいろご心配されていたようですから、すぐ県のほうに確認しました。阿曾委員がおっしゃったように、平成だけでも事務指針が 6 回改正されています。だからどんどんどんどん変わっています。30 センチという数字が変わっていくということもあるでしょう。だから最新のものを皆様にご提供したということでございます。

阿曾敏夫委員 分かりました。私の言ったことが、これ反論して言っているのかなと思ってね。私はそういう根拠で、当時古戸のほうの地先の田んぼを畑にした場合に 30 センチの、強行に、幾ら言っても言うこと聞いてもらえないで 30 センチで乾田化事業をやったような次第だからね、それが脳裏にあったもんだから私も言ったような次第です。

議長 そのほかご意見ございますか。

(なし)

意見がなければ、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

そのほか委員さん方、何か意見ございますか。

(なし)

なければ、以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。